

富山県高付加価値旅行者向けホテル誘致検討委員会 設置要綱

(目 的)

第1条 第3次富山県観光振興戦略プラン（令和4年3月策定）に基づき、訪日外国人旅行者や高付加価値旅行者の誘客・滞在を促進し、地域の活性化や雇用・所得の増加、県内の観光消費額の効果的な拡大を図り、持続可能な観光地域づくりを推進するため、「富山県高付加価値旅行者向けホテル誘致検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 県内への高付加価値旅行者向けホテル誘致の方針
- (2) 誘致のための具体的施策
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長及び10名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、経済界、観光地域づくり、観光ビジネス、ホテルサービスなどの各分野において専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 知事は、必要に応じてアドバイザー及びオブザーバーを委嘱することができる。

(座長及び副座長)

第4条 委員会の委員長及び副委員長は、知事が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を進行する。
- 3 副委員長は、委員長が出席できないとき、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会に特定の事項について検討を行う、ワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、富山県地方創生局観光振興室観光戦略課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。